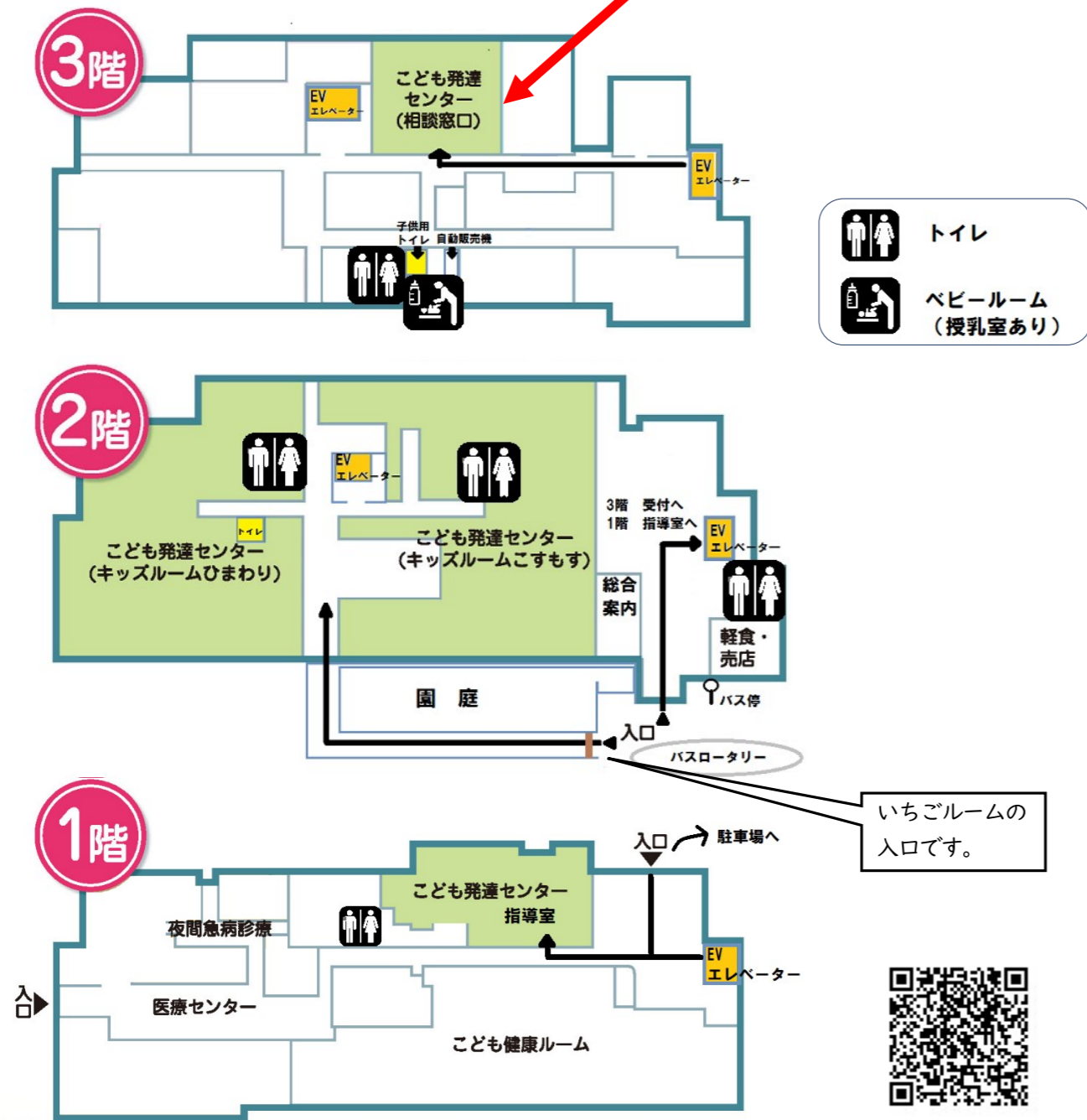


ウェルネス柏の館内図

柏市こども発達センターはウェルネス柏内

窓口は3階です



柏市 こども発達センター



所在地 〒277-0004

千葉県柏市柏下65番地1 (ウェルネス柏内)

電話 04-7128-2223 (代表)

FAX 04-7167-8588

開所日 平日 (月~金) *土日・祝祭日・年末年始はお休みです

開所時間 平日8時30分~17時15分

交通のご案内

◎ 柏駅東口阪東バス(3番のりば)

・阪東バス「ウェルネス柏行」乗車, 終点「ウェルネス柏」バス停下車

・阪東バス「慈恵医大柏病院行」乗車, 「柏ふるさと公園入口」バス停下車、徒歩3分

◎ 柏駅東口かしわコミュニティバス「ワニバス」(3番のりば) (市役所ルート) で、終点下車

◎ 北柏駅南口阪東バス(4番のりば)「慈恵医大柏病院行」乗車, 終点「慈恵医大柏病院」バス停下車徒歩7分

* 土日・祝祭日・年末年始は運休している場合がありますので、確認の上、ご利用ください。

二次元コードを読み取ると
ウェルネス柏のホームペー
ジが確認できます。



ご利用の案内

こども発達センターは、柏市在住の発達に不安や心配のある就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、お子さんの成長をサポートするための相談や支援を行います。

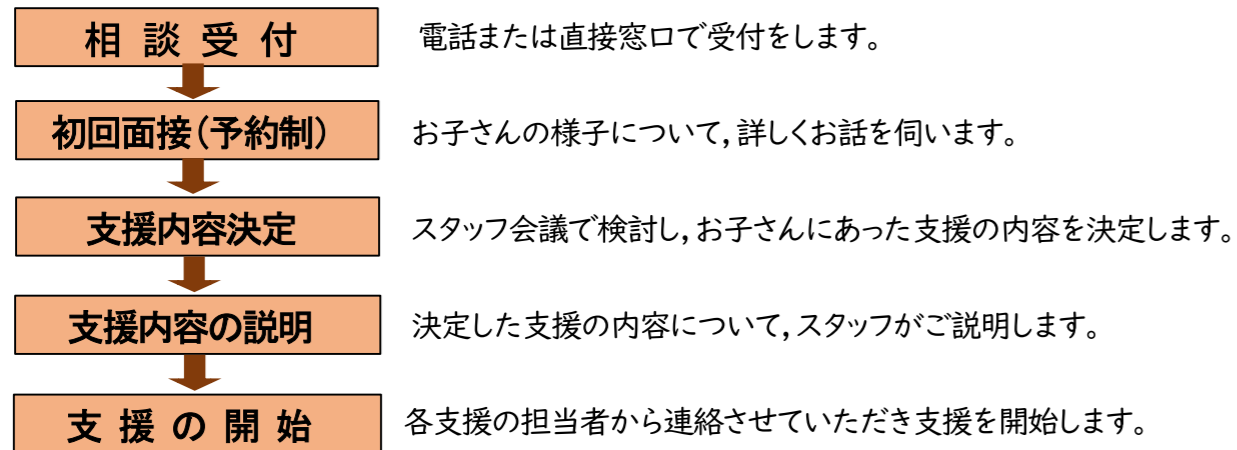
ことばが遅い ・ 落ち着きがない ・ 友達と上手く遊べない
集団に参加できない ・ 耳の聞こえに心配がある ・ ハイハイしない ・ 歩かない

などのご心配がありましたら、ご相談ください。

心理相談員、社会福祉士、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の職員が、相談・支援を行います。※当センターは診断を行う機関ではありません。



利用の方法と流れ



支援の内容について



外来支援

お子さんの状況に合わせて専門職による集団や個別の支援を提供します。費用は無料です。

集団療育

*いちごルーム(保育士)

落ち着きがない、友達とうまく遊べない、ことばが遅い、コミュニケーションがとりにくい、運動発達がゆっくりなどのお子さんが対象です。保育士が支援します。

<支援内容>

色々な設定遊びの中で、運動、感覚、動作模倣、認知言語の発達を促す支援や人とのコミュニケーションを図り、学習的態度(落ち着き、着席行動、指示理解)の発達を促す支援を行います。

*さくらんぼルーム(保育士・児童指導員等)

首がすわらない、おすわりをしない、ハイハイをしない、歩かないなど、運動面の発達に遅れがあるお子さんが対象です。保育士等が支援します。

<支援内容>

親子でふれあい遊びや体を動かす遊びをお子さんにあわせて行い、運動面を中心に全体発達を促す支援を行います。

個別療育

*理学療法(PT)

運動発達に遅れや心配のあるお子さんが対象です。理学療法士が支援します。

*作業療法(OT)

遊びや日常生活動作がスムーズにできないお子さん、手の機能にマヒや発達の遅れがあるお子さんが対象です。作業療法士が支援します。

*言語聴覚療法(ST)

ことばが遅い、発音の誤りがある、吃音がある、やりとりがスムーズにいかない、聞こえに心配があるお子さんが対象です。言語聴覚士が支援します。

*心理相談

発達に遅れやかたよりのある、行動面に心配があるお子さんが対象です。必要に応じて発達検査等を実施します。心理相談員が支援します。

*医療相談

健康面や医療面で心配があるお子さんが対象です。看護師が相談に応じます。

通所支援

月曜日から金曜日のうち、お子さんの年齢や状況に合わせて週5日、または指定日による通所支援を行います。ご利用の際は受給者証が必要となります。

*キッズルームひまわり(保育士・児童指導員等)

おもちゃで遊べない、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣が身につかないなどの、発達に遅れやつまづきがあり、支援を必要とするお子さんが対象です。

<支援内容>

- ・ 基本的な生活習慣、社会性等の発達を促す支援を行います。
- ・ 集団生活を通して、情緒の安定や遊びの広がり、体力の向上等を目指します。

*キッズルームこすもす(保育士・児童指導員等)

首がすわらない、おすわりをしない、ハイハイをしない、歩かないなど、運動面に遅れがあり、日々、支援を必要とするお子さんが対象です。

*原則として親子通園です。

<支援内容>

- ・ 基本的な生活習慣、社会性等の発達を促す支援を行います。
- ・ 必要に応じて理学療法士、作業療法士による個別の機能訓練を行います。

保育所等訪問支援

保育園や幼稚園等に通われていて、集団生活にうまく適応できないお子さんに対して、指導経験のある専門スタッフが所属園を訪問して支援を行います。また、お子さんに関わる職員に対して、具体的な支援方法を助言します。ご利用の際は受給者証が必要となります。

計画相談支援

通所支援等、福祉サービスの利用を希望するお子さんに対して、利用計画の作成や受給者証申請の相談等を行います。